

● 裁判員制度施行の前に押さえておきたい ●

見逃すこと
はできず

刑事司法への誤解とその病巣



来年から裁判員制度が始まります。いわゆる普通のオジサンやオバサンが裁判員として審理に参加するわけで、他にもない私も候補者の一人です。そのためには、日本の刑事手続きに対する誤解を払拭する必要がありますし、刑事司法自体に巣くう病理も是非、指摘して置きたいところです。そこで今回は、法曹関係者とのしがらみのない土業という立場で問題点を辛口の論評で取りあげて参ります。

■ 逮捕の目的と要件

〇〇会社の青柳係長が昼休みにスポーツ新聞を見ながら、ぶつぶつ呟いていたのを見て、上司であり、大学の先輩でもある今別府人事部長が話しかけました。

「逮捕された相撲取りが処分保留のまま番付に載るそうですが、相撲協会は相変わらず身内に甘いっすねー」

「確かに前代未聞の事件だが、法的に見ると単純に協会を非難するのも疑問だな。そもそも逮捕するのは何のためかわかるかな」----- 法学出身の部長は早速、うんちくを披露した。

「それは、悪い奴をつかまえるためでしょう。そして犯罪を自白させることですね」

「いや、そうじゃない。あくまでも証拠集めのために、被疑者の逃亡及び証拠隠滅を予防し、身柄を拘束することが目的なんだ。まず捜査は任意で行うのが原則(刑事訴訟法第197条、以下刑訴法)であり、逮捕しなければ取調べができないというわけではない。もっとも「任意」といいながら、本人の自由意志に反する捜査や取調べが横行しているのは否定しないがな」

- TV ドラマ等による功罪 -

TV ドラマや推理小説の影響でしょうが、アリバイ崩し等により、犯人を逮捕するのが捜査すべてであり、それで一件落着とのイメージが定着しています。しかし、それは捜査する側が嫌疑をもったというに過ぎない話であり、法的には裁判で有罪が確定するまでは一般市民との違いはないのです。その意味では相撲協会が内部処分に慎重になるというのは一理あります。そうはいっても、法的にはどうであれ協会としてのけじめが必要との意見がありますが、そうならば暴行があったか否かは、当事者である協会側がもっとも把握しているわけなので、「逮捕されたため」ではなく、捜査機関に先んじてでも、内部処分に踏み切るべきでしょう。

・犯罪の相当な嫌疑がある
・逃亡及び証拠隠滅のおそれあり
・必要性がある

} + 裁判所の令状(許可状) → 逮捕(刑訴法 199 条)
(現行犯逮捕、緊急逮捕の場合は除く)

■ 起訴・訴えるのは誰か？

「念のために聞くが、逮捕された被疑者を有罪か、無罪か判断してもらうために裁判所に訴えるのは誰なのかわかるかい？」

「刑事告訴すると言うくらいだから、被害者かな？ いや警察かもしれませんね」

- 逮捕と書類送検の違い -

裁判所に判決を下してもらうよう求めることを公訴の提起(以下、起訴)といいます。これができるのは検察官だけなのです(刑訴法 247 条)。そのため、警察は被疑者を逮捕した場合は原則として、検察官に引き渡さなくてはなりません。これを一般には送検といいます。よく「書類送検」という文言を耳にしますが、それは逮捕(=身柄送検)しないで書類だけを送検することを指します。それは住所が特定でき、逃亡のおそれがない場合や、被疑者死亡の場合等に適用されます。結果としてタレントやスポーツ選手等の有名人が一般人よりも書類送検が多いのはそのためです。

前述のとおり、逮捕されたから悪い奴というのは短絡的ですが、悪いことをすれば必ず逮捕されるというわけではありません。

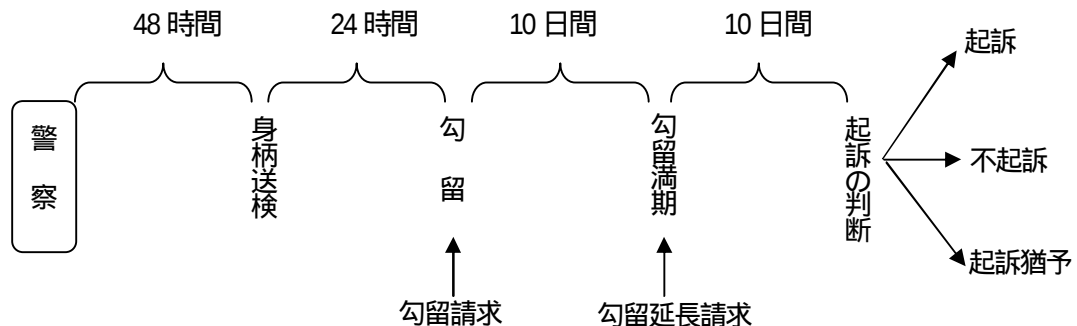
- 起訴をするのは有罪確実な事件のみ -

送致を受けた検察官は被疑者を留置し、さらに勾留の必要性があれば裁判所に請求をし、取調べのうえ起訴するかしないかを判断します。ひとたび起訴された場合、有罪となる確率は 99%と言われますが、その理由としては、少なくとも 2 つあります。

まず、検察官は確実に有罪にできるという事件しか起訴しないという点です。反対に米国のようにある程度の証拠が集まった段階で起訴をするという国もあります。後者の場合は必然的に無罪となる率も高まりましょう。いずれにせよ起訴されると「この人は犯人だ」と有罪の色眼鏡で見られるというのが必定で、その結果、職を失う等という不利益を招くおそれも大です。その観点に立てば日本の検察が起訴に慎重というのは、それなりに的を得たものだと思います。

因みに起訴をしないケースとしては嫌疑不十分による不起訴があります。また本人の年齢、情状等を斟酌したり、有罪に持ち込めるだけ証拠が揃わないため、起訴を猶予することもあります。つまり、送検されたから必ず起訴しなければならないわけではありません(=起訴便宜主義)。そして、起訴されると本人の呼称が変わり、被疑者ではなく、被告人と呼ばれます。

警察が逮捕した場合、身柄拘束は最大 23 日



■ 被告人と検察は対立当事者

「なるほど、と言うことは検察官が被害者等になり代わり、原告として裁判所に有罪判決を求めるという図式ですね」

「平たく言うとそうなるな。同時に公開された法廷(=公判ともいいます)で被告人や弁護人と対峙するという役割も果たすことになるね」

「ところで、有罪となる確率が異常に高いもう一つの理由は何ですか」

「それは原告側と被告側の法的地位は対等であるにもかかわらず、現実には後者が圧倒的に不利な立場にあるということに尽きるな」

「対等？ 取調べを受け、裁かれる被告人が原告よりも不利な立場なのは当たり前というか、仕方がない話でしょう」

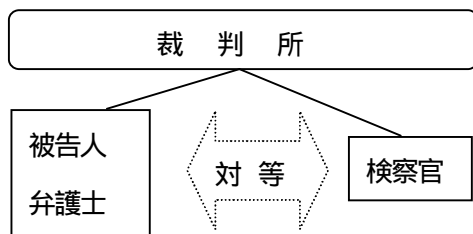
これも誤解されがちですが、現行の刑事訴訟法は当事者主義を採用しています。これは訴訟の場で、被告人と検察側は利害関係が衝突する対立当事者であり、対等の地位に付かせることを意図しています。つまり、被告人といっても単に検察官が主観的な疑いを掛けているに過ぎないのであり、被告人は単なる取調べの客体ではなく、法廷において自らを弁護する主体であるという考え方です。裁判の段階で主体であるということは、言うまでもなく捜査の段階でも、被疑者として捜査機関に対し、主体としての地位が認められなくてはなりません。その証左として前述のとおり、捜査は任意捜査(=被疑者の同意なくして捜査機関に出頭を求めることができない)を原則としているわけです。(口語刑事訴訟法 自由国民社 より一部引用)

「聞いたことがありますよ。被疑者には黙秘権とかいろいろあるのでしょうか」

「そのとおり、黙秘権や秘密交通権といった一定の防御権が認められている。黙秘権の効果としては 黙秘権を行使しても刑事罰等の制裁を受けない、 黙秘権を侵害して得られた供述は証拠とできない、 黙秘したことで不利益な判決を受けないというものがある。さらにご丁寧に取調べに際しては被疑者に対し、予め自己の意思に反して供述する必要がない旨を告げないとならないと規定している」(刑訴法 198 条 2 項)

「ということは、鹿児島県警の志布志署の捜査員は『自己の意思に反して供述する必要がない』と言いながら、被疑者に踏み字をさせ、大阪府警の捜査員は『黙秘権を侵害して得られた供述は証拠とならない』と言いつつ、返す刀で少年被疑者の胸ぐらをつかみ、壁に押し付けて告白させたわけですね」

「……………」



実態はともかくとして、建前、理念は左記のとおり。理念先行という意味では労働基準法第2条(労働条件の合意)の労使対等の原則を想起させます。



鹿児島 の 踏み字、富山 の 冤罪、佐賀 の おとり捜査とこれでもか、これでもかという程の違法捜査発覚のオンパレードに深い不安と憤りを感じています。「疑わしきは被告の利益にあり」といいたいところですが、その根拠は何かと言われるとよくわかりません。どの法律に書かれているのでしょうか。

■ 人権保障と真実追究との調和

この原則は、憲法第31条(適正手続き)に由来していると言われ、その理念は刑訴法の第1条(目的)に「個人の基本的人権の保障」を全うしつつ、「事案の真相を明らかにする」に反映されています。しかしよく考えると草の根を分けても犯人を見つけるといふことと人権保障を図ることは相反します。もちろん、不当と言えない範囲内で逮捕・勾留する限りは、「公共の福祉」による制限といえますが、そうではなく法を無視した乱暴な方法で行われた場合は、憲法が保障する個人の尊厳(第13条)の侵害に当たります。人権保障と真実の追究との調和にそが理想といえます。



- 疑わしきは罰せずの原則 -

そう考えると「合理的な疑いがないほど有罪であることを立証されない限り、たとえ有力な証拠があろうと無罪を宣告しなければならない」、という当該原則は、前者重視の観点に立っています。理由としては、刑事裁判で誤った判決を下してしまうと、取り返しがつかないからです。乱暴な言い方をすると民事裁判であれば、所詮はカネで解決できる話です。ところが死刑とまではいかなくとも刑事裁判の誤審により失われた時間、利益、名誉を取り戻すことは困難です。だから「誤って有罪とするくらいなら、無罪としたほうがまだマシだ」、「99人の犯人をとり逃しても、1人の冤罪者も作ってはならない」という理性的な思考から「無罪の推定」が刑訴法の鉄則とみなされているわけです。

これは、裁判の段階だけではなく、捜査の段階にも通じることであり、判決が出るまでは、無罪の推定が働く(=推定無罪の原則)、とされているのはそのためです。

- 99条が草葉の陰で泣いている -

ところが99%が有罪という現実を前に「有罪推定の原則」を心に抱き、検察側が立証する証拠を丸のみする裁判官は少なからずあります。これは公務員による憲法の尊重、擁護義務を規定した第99条をあからさまに否定する憲法破壊行為にほかなりません。古風な表現をすれば「国賊」であり、(主権者たる)国民と(奉公人たる)公務員という立場を踏まえると、世が世なら「謀反」に当たります。

来年からは良くも悪くも裁判員制度が始まります。任命された裁判員が一方的な偏見を持つのは禁物ですが、被告人側と検察側の対等性が担保されない現状を鑑みれば、検察側に対して一定の「疑念」を持つ当りで、ちょうど均衡がとれるのかもしれません。